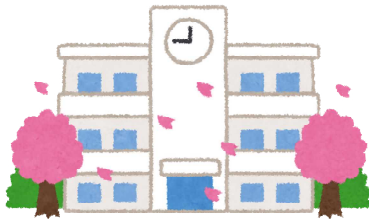
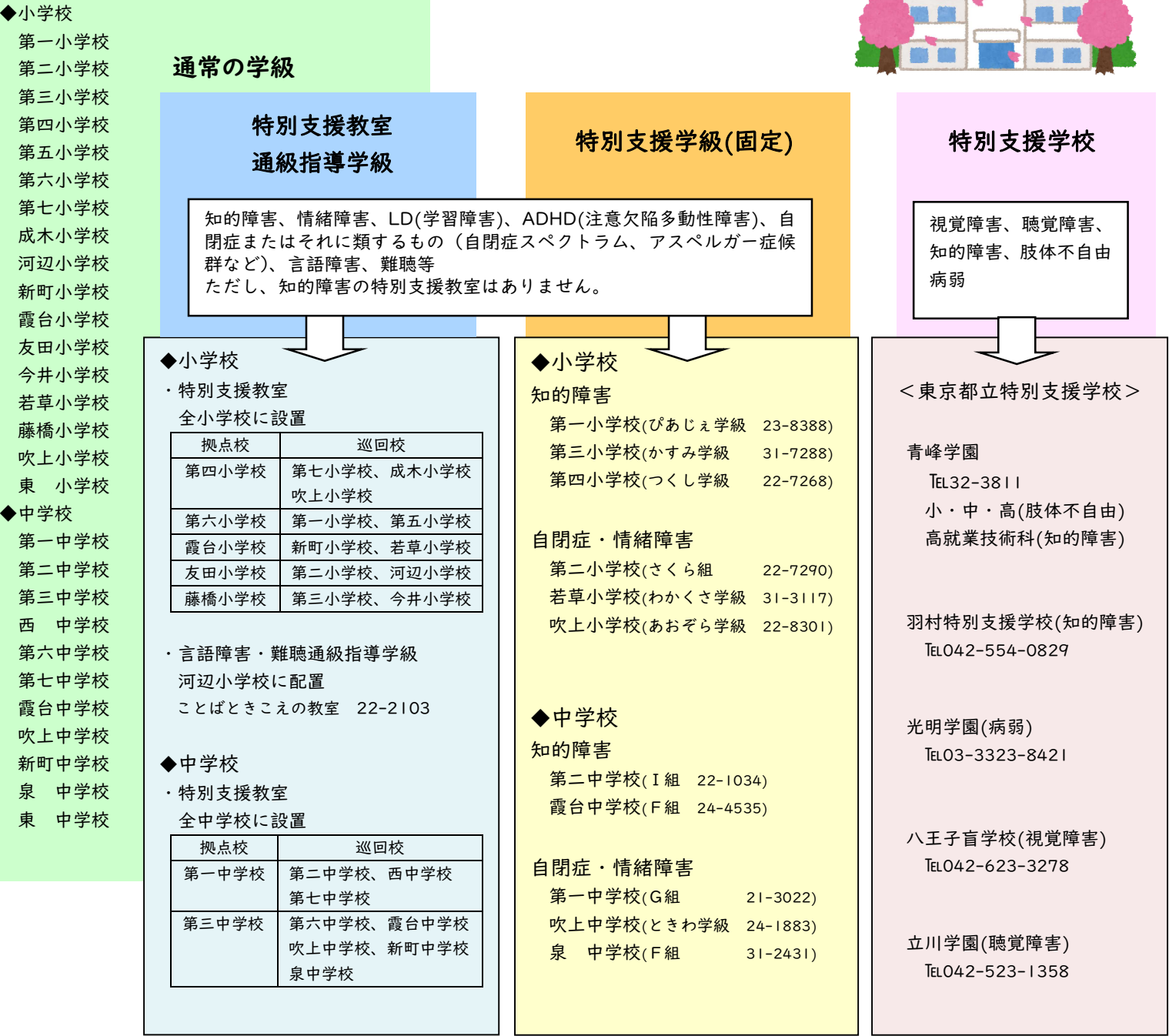


青梅市立の小・中学校と特別支援学級、周辺の特別支援学校



就学相談のご案内

—楽しい学校生活を送るために—

就学相談室では、お子さんの状況から、小・中学校において学校生活を送る上で、どのような支援を必要としているのか、その支援を受けるにはどのような方法があるのかについて、保護者の方とともに考えていきます。お子さんの適切な就学、転学等について、学校、医療、福祉等の関係機関と連携し、相談をお受けしています。

※ 就学とは学齢に達する児童が小学校1年生に入学すること、小学校6年生が中学校に入学することです。



相談締切



小学校への入学：10月末

中学校への入学：7月末

小・中学校転学：9月末



※ 相談が遅れると、入学や4月からの転学に間に合わないことがあります。

面談予約(就学相談室): 0428-25-1014

特別支援教室とは？

巡回指導教員が拠点校から各学校に出向き、在籍学級担任との相談の上、児童・生徒の障害の状態に応じた指導を実施します。特別支援教室での指導は、「自立活動」であり教科指導ではありません。

特別支援教室の対象は、知的障害のない「自閉症」、「情緒障害」、「学習障害」、「注意欠陥多動性障害」があり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒です。

不登校の児童・生徒は対象になりません。

特別支援教室での指導については、保護者との合意にもとづいて、各学校の校長から申請し、青梅市教育委員会が決定します。

うちの子にあった学びの場はありますか？



① 特別支援教室(情緒障害等 全小中学校に設置)

教育活動の一部で情緒面等に特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として設置される教室です。特別支援教室は各校に配置し教員が各学校を巡回します。普段は在籍している学校(通常学級)で学習しながら、週に1回程度、小集団や個別に指導を受け、得意なことを伸ばし、苦手なことを改善していきます。

② 通級指導学級(言語障害・難聴 河辺小学校のみに設置「ことばときこえの教室」)

教育活動の一部で言語面、聴覚面に特別な支援を必要とする児童を対象として設置される学級です。普段は在籍している学校(通常学級)で学習しながら、週に1回程度、個別指導を中心に指導を受け、得意なことを伸ばし、苦手なことを改善していきます。

③ 固定学級(知的障害、自閉症・情緒障害)

教育活動の全般において特別な支援を必要とする児童・生徒を対象として設置される学級です。学習活動および学校生活の大半を特別支援学級に在籍して指導を受けます。少人数学級で、児童・生徒一人一人のペースや状態にあった細やかな支援を行います。

④ 特別支援学校

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱な児童・生徒を対象とする学校です。児童・生徒が、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識・技能を身に付け、また、その児童・生徒のもつ力を伸ばすために、個々のニーズに応じた支援を行います。



特徴的な様子を
記載しています。

いろいろな障害の種類と特徴について

<知的障害(精神発達遅滞)>

発達期にあらわれ、知的機能(認知や言語)の発達に明らかな遅れがあり、日常生活に支障が生じている。

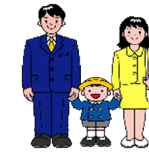
- ・言葉によるやり取りが幼い。
- ・場面の状況理解に時間がかかるまたは、理解が困難。

<情緒障害>

状況に合わない感情や気分が持続し、不適切な行動が引き起こされ、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活への適応が困難。

- ・対人緊張や対人不安が強く、集団では不安が増強。
- ・特定の状況でしゃべらない、固まってしまう。
- ・自分で髪の毛を抜いてしまう等自傷行為がある。

就学相談の流れ



①保護者から電話申し込み(☎0428-25-1014)

↓ 基本情報をお聞きし面談の日時を決めます。

②面談

↓ お子さんの様子をお聞きし、適切な学びの場はどこか相談しましょう。

③在籍園、在籍校からの情報収集

↓ 保護者の了解のもと、在籍園・在籍校に実態把握表の作成を依頼します。必要に応じて、在籍園・在籍校でお子さんの様子を観察します。

④発達検査、医師診察

↓ 適切な学びの場を検討するのに必要な発達検査(WISC、田中ビネーなど)を受けていただき、医師の診察を受けてください(発達検査結果、医師診察記録を提出していただきます)。

⑤適切な学びの場(特別支援学級など)の見学・体験

↓ 特別支援学級等の見学・体験を行います。

⑥就学支援委員会

↓ 医学、心理学、教育学の専門家で構成する就学支援委員会で、お子さんの適切な学びの場を審議します(小学校入学、中学校入学の方は、医師面談と行動観察を行います)。

⑦結果面談、就学(転学)先決定

就学支援委員会の結果を保護者にお知らせし、意向の確認、就学(転学)先の決定をします。



<自閉症またはそれに類するもの>

他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする。

- ・状況や相手の気持ちを勘違いし、場に不適切な行動や発言をしてしまう。視線が合いにくい。
- ・繰り返しを好み、急な予定変更が苦手。
- ・感覚刺激(音、匂い、触覚など)に敏感である。

<ADHD(注意欠陥多動性障害)>

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または多動性を特徴とする。社会的な活動や学校生活を営む上で、著しい困難を示す。

- ・気が散りやすく集中が困難。必要なことを忘れる。
- ・過度に手足を動かしたりしゃべり続けたりする。
- ・思いついたことをすぐに行動に移してしまう。

<LD(学習障害)>

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち一部の習得が困難

- ・音読だけが苦手。
- ・板書を書き写すのだけが苦手。

上記の他にも、色々な障害があります。また重複の障害の場合については、もっともふさわしい教育を受けることを重点に御判断ください。